

岩手県告示第73号

県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第10条第1項の規定に基づき指定した湯田温泉峡県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更した。

平成23年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更後の特別地域

- (1) 和賀郡西和賀町内国有林岩手南部森林管理署1003林班、1007林班、1008林班、1016林班、1342林班及び1344林班の各一部
- (2) 和賀郡西和賀町大石、大沓、甲子、川尻、草井沢、杉名畑、本内、間木野、耳取、無地内、本屋敷、湯川、湯之沢、湯本及び鷺之巣の各一部

2 区域図

別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び西和賀町役場に備えておいて縦覧に供する。